

令和3年11月30日

総務部総務課

## 押印の見直しに係る取組みについて

### 1 押印の見直しをめぐる動向

国は新型コロナウイルス感染拡大の防止及び行政サービスのデジタル化等の促進のため、行政手続における押印の見直しを行い、地方自治体にも押印の見直しに積極的に取り組むよう求めている。

また、東京都では、はんこレス、ペーパーレス、キャッシュレス化等の「5つのレス」の徹底方針を決定し、取組みを進めている。

### 2 区における対応方針

区における申請書等への押印状況を把握するため、令和2年11月に調査を実施したところ、押印を求めている申請書等は2,866件あり、そのうち見直しが可能な申請書の数は1,522件となった。

国及び都の動向や区で実施した調査結果を踏まえ、区においても申請書等への押印を原則見直すこととし、令和3年10月に「区民、事業者に求める申請書等における押印の見直し指針」を策定した。

令和3年11月1日時点において、例規又は要綱に定めのある様式について295件の申請書等について押印欄の見直しを行っている。

### 3 区民、事業者に求める申請書等における押印の見直し指針

別紙のとおり

### 4 見直しスケジュール

令和3年10月 見直し指針を全庁に周知

令和4年 4月 規定整備を実施

## 《区民、事業者等に求める申請書等における押印の見直し指針》

区が受付を行う区民、事業者等からの申請手続について、原則押印の見直しを行う。ただし、次に掲げるものは、見直しの対象外とする。

### 押印の見直しを行わないもの

- 1 国及び都の法令、条例、通知等により押印が義務付けられているもの
  - ※ 国及び都の法令、条例、通知等に基づく口座振替依頼書、委任状、請求書、領収書等を含む。
- 2 江東区以外の組織又は団体（国及び都を除く。）が押印を義務付けているもの
- 3 契約書
  - ※ 地方自治法第234条第5項により押印が義務付けられている契約書を指し、協議書、覚書等の契約書に準じるものを含む。
  - ※ 契約書に基づく口座振替依頼書、委任状、請求書、領収書等を含む。
- 4 3以外のもので、契約事務及び会計事務に関するもの
  - ※ 請書兼請求書等の江東区契約事務規則又は江東区会計事務規則により契約及び一連の手続において、押印を求めているもの
  - ※ 前払金請求書、領収書等
- 5 補助金、助成金等の請求に関する書類
  - ※ 申請書、報告書等の支出を伴わない書類を除く。
- 6 実印の押印を求めているもの
- 7 本人の意思で申請又は作成されていることを担保する必要があるもの
  - ※ 1又は3で求めているもの以外の委任状、誓約書等の本人が作成する必要があるもの、申請の取下等の権利の放棄をするもの、同意書等の提出することによって本人又は第三者が不利益を被るおそれのあるもの等。ただし、押印に代えて署名（自己の氏名を手書きすることをいう。）を求めることができる。
- 8 1から7までに掲げるもののほか、押印を省略することが適切でないと判断されるもの